



1

駐輪場契約に自転車保険を無料で付加する取組み

サイクルパークから保険プラスサービスのお知らせ



すべての定期に
自転車保険が
無料でプラスされます

お客様の保険料のご負担、お手続きは一切不要です。

万が一の自転車事故で
お相手にけがを負わせてしまった場合、
対人賠償保険金をお支払いします。



対人賠償保険金
支払
限度額
1億円
+
示談交渉
サービス付き

対象となるお客様

令和7年4月1日から令和8年3月31日(16時)

までの間に事故が発生し、その事故時に当駐輪場の

定期契約をされている方

※バイク駐輪場定期契約は含みません。

補償対象外となる事故の例

・業務中の事故(アルバイト含む) ・遠方のレジャー中の事故



※ご契約駐輪場の生活圏を逸脱した事故は除きます。

・お問い合わせ先
・事故が起きた
ときのご連絡

三井住友海上火災保険株式会社 公務第一部営業第二課
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1
TEL:0570-020-135(営業時間 平日9:00~17:00) FAX:03-3259-7213



取扱代理店

建栄サービス株式会社

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-1 山城ビル2F
TEL:03-3291-6340 FAX:03-3291-6341



公益財団法人
自転車駐車場整備センター



お近くのサイクルパーク駐輪場
検索はこちら

本取組みは、自転車利用者の安全と安心を高めることを目的とした公益的なサービスである。自転車は日常生活に欠かせない移動手段である一方、万が一事故を起こした場合には、高額な損害賠償責任を負う可能性があり社会的リスクとなっている。こうした課題に対応するため、公益財団法人自転車駐車場整備センターが管理するほぼすべての駐輪場（指定管理を含む）の定期契約者を対象に自転車保険を自動的に付帯した。

具体的には、対人賠償責任保険（1億円まで）と示談交渉サービスを、追加費用や手続きなしで提供。補償範囲は通常の通勤・通学ルートで発生した事故を対象とし、特に事故の多い若年層とりわけ高校生の補償を支える点に大きな意義がある。

この取組みにより、利用者に安心を提供すると同時に、被害者の早期救済など事故発生時の社会的負担を軽減し、駐輪場サービスの公益性と付加価値を高める効果を持つ。この取組みは、自転車利用促進と交通安全の両立を図る新しい社会的モデルとして位置づけられる。